

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年6月1日
担当課	廃棄物対策課

契約業者名・住所	日本サービス株式会社 松戸市主水新田476番地10
工事等の名称	一般廃棄物（し尿）の収集及び運搬の業務委託契約
工事等の場所	市内全域
種別	委託
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日
契約金額	月額1台当たり基本額 1,874,000円 雨水（1ℓにつき） 13.45円 休日（1ℓにつき） 15.20円
工事等の概要	業務区域内におけるし尿を収集し、松戸市の指定する処理施設への運搬を行う。
随意契約の理由	<p>市町村の自治事務については、地方自治法第二条により、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理するとされております。一般廃棄物（し尿）の収集運搬をはじめとする一般廃棄物（し尿）の処理は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2」により、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目的として、市町村の統括的責任のもとに処理すべきものとされております。</p> <p>この市町村の処理責任に照らし、この業務を市町村以外の者に委託する場合は、同法施行令第4条に規定する委託基準を遵守する必要がある、また受託業者が有すべき要件は、</p> <p>（1）受託者が受託業務を遂行するに足る施設、人員及び財務的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること。</p> <p>（2）受託者が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからル」までのいずれの欠格</p>

要件に該当しないこと。

(3) 受託者が自ら受託業務を実施する者であること。

と定められています。

さらに、松戸市廃棄物処理要領第6条第1項第1号で、収集委託をする場合の選定基準として、市内に住所のある個人又は営業所を有する法人であることとされています。

日本サービス株式会社は、迅速かつ円滑な収集運搬のための設備を保有し、また、一般廃棄物（し尿）の収集運搬業務に関する実績を有するなど、上記基準を満たしているとともに市内の道路事情や収集業務に精通していることか

ら、生活環境の保全及び公衆衛生の公共を目的とする一般廃棄物（し尿）収集運搬を継続的かつ安定的に遂行し得る業者と思慮されます。

よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約とするものです。